

教保第1589号
令和4年1月11日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について
(沖縄県公立学校第2版)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについては、令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡(参考)のとおり「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」が示されたことにより、それを踏まえ本県の取扱いについて、令和3年9月2日付け教保第942号にてお示したところです。

しかしながら、本県の新型コロナウイルス感染急拡大により、学校・保育PCR検査や沖縄県接触者PCR検査センター等が非常に混み合い、受検できない状況が生じております。また、保健所業務の逼迫により、家庭内感染等における濃厚接触者の特定にも遅れが生じております。

については、本日から当面の間、本県公立学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等は下記及び別紙1、感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについては別紙2-1、学校等欠席者・感染症情報システムへの入力については別紙2-2としますので、各学校(園)においては、児童生徒及び保護者等への事前周知及び感染者発生時等における適切な対応をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては、貴所管の学校(園)へ周知するとともに、学校(園)において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

なお、各学校(園)、市町村教育委員会及び教育事務所におかれては、保健所が行う積極的疫学調査及び学校・保育PCR検査の実施等について御協力いただき誠にありがとうございます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

【学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて】

| | 1月10日以前 | 1月11日以降～当面の間 |
|-----------------|--|--|
| 学校・保育PCR検査対応の学校 | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね3日） →濃厚接触者及び接触者の学校 PCR 検査の実施 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p>【市町村立学校（園）】 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →濃厚接触者及び接触者の学校 PCR 検査の実施 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。</p> | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →濃厚接触者の学校・保育 PCR 検査の実施 ※接触者の検査は行わない（申込不要） ※ただし、1/10 までの申請分については、接触者検査を実施するかどうかについて、学校・保育 PCR 検査支援チームと相談する。 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p>【市町村立学校（園）】 県立学校に準じた対応</p> |
| 保健所対応の学校 | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね3日） →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。 （接触者検査が行われなかった場合は、3日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p>【市町村立学校（園）】 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。</p> | <p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →左に同じ →左に同じ （接触者検査が行われなかった場合は、感染者との最終接触日の翌日から5日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p>【市町村立学校（園）】 県立学校に準じた対応</p> |

補足1) 濃厚接触者の出席停止の期間に変更はありません。(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間)

補足2) 学校・保育PCR検査対応の学校において、接触者となった児童生徒等及び職員が、接触者検査を希望する場合は、本県が設置している下記の沖縄県接触者PCR検査センターへ個人で申し込み、受検することは可能です。接触者となった児童生徒等及び職員への周知をお願いします。

- ・ 沖縄県中部接触者PCR検査センター <https://okinawa-pcr-kensa.com/>
- ・ 沖縄県南部接触者PCR検査センター <http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

補足3) 教職員が接触者となり出勤しない取扱いとする場合は、「感染者との最終接触日の翌日から72時間経過した後に、発熱等の風邪症状がないこと」または、「接触者センター等(補足2)における検査結果(陰性)と発熱等の風邪症状がないこと」のどちらかを出勤の目安としてください。※接触者となるかどうかの判断は、感染症対策や接触の状況を確認した上で、各学校でお願いします。

補足4) 学校に抗原簡易キットがある場合は、文部科学省発出の手引きに従い、必要に応じて、適切な活用をお願いいたします。

補足5) 学級閉鎖や出席停止の考え方について(感染可能期間に登校している場合)

事例1 感染者の最終登校日が1/6、陽性確定日が1/10で、学校に1/10に感染の連絡があった場合

最終接触日が1/6のため、閉鎖期間は1/7～1/11となりますが、1/7は既に登校しているため、**実際の閉鎖期間は1/8～1/11の4日間**となります。

事例2 感染者の最終登校日が1/6、陽性確定日が1/7で、学校に1/7に感染の連絡があった場合

最終接触日が1/6のため、**実際の閉鎖期間は1/7～1/11の5日間**となります。

事例3 感染者の最終登校日が1/4(部活)、陽性確定日が1/10で、学校に1/10に感染の連絡があった場合

最終接触日が1/4のため、出席停止期間は1/5～1/9となりますが、この期間は既に登校しているため、**実際は接触者の出席停止者はいないこと**となります。

【対応に係る留意点】

- 1 学校において、濃厚接触者特定に必要な「濃厚接触者リスト」等を作成、提示する場合には、
 - ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること。
 - ・ 適切なリストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること。
- 2 幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討すること。

【添付資料】

- **別紙 1** 児童生徒等または教職員の感染が判明した場合のフロー（沖縄県公立学校第2版）
（令和3年9月2日付け教保第492号の別紙2-1から改訂）
- **別紙 2-1** 感染者と濃厚接触した児童生徒等の出席等の取扱いについて
（令和3年9月2日付け教保第492号の別紙2-1から変更なし）
- 別紙 2-2** 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力について
（令和3年9月2日付け教保第492号の別紙2-2から改訂）
- **参考** 令和3年8月27日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」
「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」
→参考資料1 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー
→参考資料2 感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

| |
|--|
| 担 当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ 電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472 E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp |
|--|